

競技者規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）は、国際サーフィン連盟（以下「ISA」という。）の規定、オリンピック憲章及び公益財団法人日本体育協会のスポーツ憲章に準じ、サーフィン競技の健全な普及、発展を図ることを目的として、本規程を制定する。

(定義)

第2条 本規程における競技者資格を有する者とは、サーフィンを愛好し、本連盟に競技者として登録された者をいう。

(登録資格)

第3条 本連盟は、次の者を競技者として登録することはできない。また、すでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 本連盟の定款または規約等に反し、競技者として著しく品位名誉等を傷つけた者。
- (2) ドーピングまたは暴力行為等によりフェアプレー精神に反した者。
- (3) 本連盟の役員または会員として資格の停止除名の処分等を受けた者。
- (4) 本連盟の代表として派遣され、ISA 選手権大会及び国際競技会等で、本連盟の指定したユニフォームを着用しなかった者。
- (5) その他、理事会の決議により登録を不可とされている者。

2 次の者はアマチュア競技者として登録することはできない。

- (1) 大会賞金を授受した競技者。
- (2) プロとしての競技活動及び名称利用等の中止を宣言していない者。
- (3) プロとしての活動をする意思のある者。
- (4) サーフィンで得た自己の名声を商業宣伝に利用し、金銭の授受の得ている者。
- (5) その他、理事会の決議によりアマチュア競技者として登録を不可とされている者。

(協力義務)

第4条 競技者は本連盟が、特別の目的を持って実施する事業又はキャンペーン等には、積極的に協力しなければならない。

- (1) 競技者は本連盟の指定した商業マークの着用に積極的に協力しなければならない。
- (2) 本連盟とタイアップし競技者の肖像を使用したライセンスの商品化、又は、講演会、講習会等へのイベントには積極的に協力しなければならない。

(賞金等管理)

第5条 アマチュア競技者がプロアマ混合の試合において得た賞金は直接に授与せず、主催団体とその取扱いを協議するものとする。

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による解決)

第6条 本連盟のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定められていない事項については、理事会の決議によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。(平成26年11月11日 理事会決定)
「アマチュア競技者取扱い要綱」を廃止する。

この要綱(改正)は、平成28年1月1日から施行する。(平成27年11月10日理事会決定)

一般社団法人日本サーフィン連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、またスポーツ関係者として倫理に照らして逸脱する行為を行わないよう、本連盟関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(普及発展)

第2条 公益財団法人日本体育協会が制定した「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の主旨を準用し競技の普及発展をはかる。

(本規程の適用範囲)

第3条 この規程は、次の者（以下「会員等」という。）に適用する。

- (1) 本連盟の会員
- (2) 本連盟の会員の関係者
- (3) 本連盟の支部長及び支部関係者
- (4) 本連盟の資格受験者及び保持者
- (5) 本連盟の検定受験者及び保持者
- (6) 本連盟の役員
- (7) 本連盟の事務局員（以下「職員」という。）

(会員等の責務)

第4条 会員等は所定の本連盟の目的を達成する為、定款、社会通念及び本連盟が定める諸規程や決定事項を順守し、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、サーフィンの健全な普及・発展に努めなければならない。また、順守すべき法令はもとより本規程に記された事項以外においても公序良俗等の社会規範から逸脱することがあってはならない。

(禁則事項)

第5条 次に掲げる行為を禁止する

- (1) 競技者又は役員等として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- (2) 立場や指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- (3) 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋強要をすること。
- (4) 競技会において虚偽や不正行為をすること。
- (5) 選抜された選手等を正当な理由なく代表チームに派遣しないなど、当連盟の決定した方針

に従わないこと。

- (6) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること。
- (7) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
- (8) 運営費・補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行うこと。
- (9) 反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと。
- (10) 未成年者による飲酒、喫煙、社会道徳に反する行為等を行うこと。
- (11) 賭博、強盗、恐喝、暴行、窃盗、強制わいせつ・飲酒運転等の法に抵触する行為を行うこと。
- (12) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(倫理委員会)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本連盟の理事会は倫理委員会を兼ねるものとする。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の定めを準用する。

(会員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第7条 会員等がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、理事会は直ちに調査を開始する。

2 前項の調査の結果、会員等に違反する行為があったと認められた場合、理事会は警告、勧告または不祥事予防のための意識啓発活動等を検討し、再発防止策の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

(処分の規定)

第8条 第5条の禁止事項に違反した場合、競技者等にあつては、登録抹消、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止、戒告あるいはその他の処分、支部長及び役員等にあつては、職務資格の一定期間又は永久の停止、戒告、あるいはその他の処分を行う。但し、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意または警告にとどめる。

(処分の決定)

第9条 処分は理事会において決定するものとし、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設け、その意見を聴くことを原則とする。

(処分の通告)

第10条 理事会が処分を決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

(不服申し立て)

第 11 条 処分について異議がある時は、理事長に対し再審査を求めることができる。本会の決定に対する不服申し立ては、前条通知後、1 ヶ月内に行われなければならない。

(仲裁)

第 12 条 前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

2 前項の申し立てをできる者は、同規則第 3 条第 2 項に定める者とする。

(その他)

第 13 条 本規程及び細則等は、理事会の議決をもって制定変更することができる。

付則 この規程は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。(理事会承認 平成 26 年 1 月 14 日)

付則 この規程は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。(改定 理事会承認 平成 26 年 1 月 10 日)